

# 山口県報

平成26年  
10月14日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則
- 山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………
- 薬事法施行細則の一部を改正する規則（薬務課）……………
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………
- 山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（こども未来課）……………
- 山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）……………



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十二号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三百一条第二号イの表中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十三号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成二十年山口県規則第十七号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則  
第一条中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

別記第一号様式中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

別記第三号様式及び別記第四号様式中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

別記第五号様式中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十四号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(平成二十四年山口県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十二号第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第五十五号

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 山口県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十三年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「第五十条第八号」を「第五十条第十号」に改める。

第二条 山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第五十条第十号」を「第五十条第十一号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第五十六号

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山口県営住宅条例施行規則(平成十六年山口県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

(条例附則第五項の規則で定める地域)

2 条例附則第五項の規則で定める地域は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第二十条第二項の指示により緊急避難準備区域又は避難指示区域として設定された地域のうち同項の指示により当該緊急時避難準備区域又は避難指示区域が解除された地域とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。